

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務開始届

年 月 日

松前町長 殿

松前町個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

事務の名称						整理番号
担当課						
事務の目的及び概要						
事務開始日	年 月 日					
対象者の範囲				事務区分	固有・共通	
				対象者数等		
個人情報の項目						
一般的取扱事	基本的事項	経歴・成績	経済・状況	心身	生活事項	
	識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 本籍・国籍 その他 ()	学業・学歴 職業・職歴 成績・評価 資格 賞罰 その他 ()	所得・収入 資産状況 取引状況 公的扶助受給 納税状況 その他 ()	健康・病歴 障害 身体状況 その他 ()	家族状況 親族 婚姻 居住状況 趣味・嗜好 その他 ()	
制限的取扱事	思想・信条 宗教 社会的差別の原因となる事項 その他 ()		制限的取扱事項の取扱根拠及び理由			
			法令等に定めがある 根拠法令 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	本人から収集	本人以外からの収集の根拠				
	本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 他の官公庁 公共・公益団体 民間 私人	本人の同意がある 法令等に定めがある 根拠法令 出版等により公にされている 安全保護のため緊急性がある 審議会の意見を聴き必要があると認めた 所在不明等				
その他	記録形態	処理形態	外部との電子結合	事務処理委託		
	文書 フィルム 磁気テープ・ディスク等	サーバー処理 パソコン処理 手処理	有 無	有 無		
備考						

様式第2号(第2条関係)

個人情報取扱事務変更・廃止届

年 月 日

松前町長 殿

松前町個人情報保護条例第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称	
変更・廃止年月日	年 月 日
変更・廃止の理由	
変更・廃止の内容	
備考	

様式第3号(第2条関係)

個人情報開示請求書

(実施機関)

年 月 日

殿

請求者 〒
住所

氏名

電話番号

松前町個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

個人情報の件名 又は内容	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付(郵送の希望 有 ・ 無)

請求に係る個人情報の本人以外の人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
個人情報の本人	氏名
	住所 (電話番号)

- 注 1 法定代理人が請求する場合において当該代理人が法人であるときは、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号を 印で囲んでください。
- 3 請求に係る個人情報については、できるだけ詳しく記入してください。
- 4 請求する際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者等)を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、法定代理人に係る注4の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄抄本、登記事項証明書等)を提出し、又は提示してください。

この欄には、記入しないでください。

本人の確認書類	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他()	受付印
法定代理人の確認書類	1 戸籍謄抄本 2 その他()	
主管課		
受付年月日	年 月 日	

様式第4号(第2条関係)その1

個人情報開示決定通知書(全部開示)

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、松前町個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することと決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
開示を実施する日時	年 月 日() 午前・午後 時 分
開示を実施する場所	
主管課	(電話番号 内線)
開示の方法	1 閲覧(原本・複写) 2 写しの交付
費用	

注意

- 1 指定された開示の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ申し出てください。
- 2 個人情報の本人が開示を受ける場合には、この通知書を持参するとともに、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証又はその他の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として町長が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係る2の書類及び戸籍謄本又はその他の法定代理人の資格を証明するために必要な書類として町長が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。
- 4 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該個人情報が記録された公文書の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

その2

個人情報開示決定通知書（部分開示）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、松前町個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり個人情報の一部を開示することと決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
開示を実施する日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
開示を実施する場所	
開示をしない部分	
開示しない理由	松前町個人情報保護条例第16条第2項 号に該当 (理由)
主管課	(電話番号 内線)
費用	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

注意

- 1 指定された開示の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ申し出てください。
- 2 個人情報の本人が開示を受ける場合には、この通知書を持参するとともに、運転免許証、旅券又はその他の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として町長が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係る2の書類及び戸籍謄本又はその他の法定代理人の資格を証明するために必要な書類として町長が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。
- 4 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該個人情報が記録された公文書の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

様式第5号(第2条関係)

個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、松前町個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示しないことと決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
開示をしない理由	(理由)
主管課	(電話番号 内線)
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます(なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第2条関係)

個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、松前町個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
延長前の期間	年 月 日()から (日間) 年 月 日()まで
延長後の期間	年 月 日()から (日間) 年 月 日()まで
延長の理由	
主管課	(電話番号 内線)
備考	

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、松前町個人情報保護条例第22条の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
相当の部分について 開示決定等を行う期間	年 月 日()から (日間) 年 月 日()まで
残りの個人情報に ついて開示決定等を する期限	年 月 日()まで
特例延長の理由	
主管課	(電話番号 内線)
備考	

様式第8号(第2条関係)

個人情報開示(訂正)請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示(訂正)については、松前町個人情報保護条例第23条第1項及び第33条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
移送を受けた実施機関	(電話番号 内線)
移送をした実施機関	(電話番号 内線)
移送をした年月日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

注意

移送された開示(訂正)請求に係る個人情報の開示(訂正)決定等については、今後、移送を受けた実施機関が行います。

様式第9号(第2条関係)

個人情報開示に係る通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

次の個人情報の開示について、松前町個人情報保護条例第24条第2項の規定により意見を求めますので、別添の個人情報開示に係る意見書(様式第18号)により回答してください。

個人情報の件名 又は内容	
公文書に記録されている松前町個人情報保護条例第24条第2項に規定する情報の内容	
回答期限	年 月 日
主管課	(電話番号 内線)
備考	
注意 回答期限までに個人情報開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、情報の開示が行われる場合があります。	

注 個人情報開示に係る意見書を添付すること。

様式第 10 号 (第 2 条関係)

個人情報開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付け 第 号で照会し、御意見いただきました個人情報の開示について、次のとおり決定しましたので条例第 2 4 条第 3 項の規定により通知します。

個人情報の件名 又は内容	
公文書に記録されている松前町個人情報保護条例第 2 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する情報の内容	
開示を実施する年月日	年 月 日 ()
開示を決定した年月日	年 月 日 ()
開示を決定した理由	
主管課	(電話番号 内線)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、実施機関に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます (なお、決定を知った日から 6 0 日以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内、町を被告として (訴訟において町を代表する者は町長となります。) 提起することができます (なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

なお、開示の実施を停止するためには、異議申立てと併せて執行停止の申立てをする必要があります。

個人情報訂正請求書

年 月 日

殿

請求者 〒
住 所

氏 名

電話番号

松前町個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

請求の区分	1 訂正 2 追加 3 削除	開示実施日	年 月 日
個人情報の件名 又は内容			
訂正を求める 内容及び理由			

請求に係る個人情報の本人以外の方が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
個人情報の本人	氏名	
	住所	(電話番号)

- 注 1 法定代理人が請求する場合において当該代理人が法人であるときは、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号を印で囲んでください。
- 3 請求に際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
- 4 請求する際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者等）を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、法定代理人に係る注4の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄抄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。

この欄には、記入しないでください。

本人の確認書類	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他()	受付印
法定代理人の確認書類	1 戸籍謄抄本 2 その他()	
主 管 課		
受 付 年 月 日	年 月 日	

個人情報訂正（利用停止）決定通知書（全部）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正（利用停止）については、松前町個人情報保護条例第30条第1項（第37条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
訂正（利用停止）の内容	
訂正（利用停止）年月日	年 月 日（ ）
主管課	（電話番号 内線 ）
備考	

その2

個人情報訂正（利用停止）決定通知書（一部）

第 号
年 月 日

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正（利用停止）については、松前町個人情報保護条例第30条第1項（第37条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
訂正（利用停止）の内容	
訂正（利用停止）年月日	年 月 日（ ）
訂正（利用停止）しない部分 及び理由	
主管課	（電話番号 内線 ）
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第13号（第2条関係）

個人情報不訂正（利用不停止）決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正（利用停止）については、松前町個人情報保護条例第30条第2項（第37条において準用する場合を含む。）により次のとおり決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
訂正（利用停止）を しない理由	
主管課	（電話番号 内線 ）
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第14号（第2条関係）

個人情報訂正（利用停止）決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正（利用停止）については、松前町個人情報保護条例第31条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
延長前の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長後の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長の理由	
主管課	（電話番号 内線 ）
備考	

様式第15号（第2条関係）

個人情報訂正（利用停止）決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正（利用停止）については、松前町個人情報保護条例第32条（第37条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
訂正（利用停止）決定等をする期限	年 月 日（ ）まで
特例延長の理由	
主管課	（電話番号 内線 ）
備考	

個人情報利用停止請求書

年 月 日

殿

請求者 〒
住 所

氏 名

電話番号

松前町個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

請求の区分	1 利用停止 2 消去 3 目的外利用の中止 4 外部提供の中止	開示実施日	年 月 日
個人情報の件名 又は内容			
利用停止を求める 内容及び理由			

請求に係る個人情報の本人以外の方が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人	
個人情報の本人	氏 名	
	住 所	(電話番号)

- 注 1 法定代理人が請求する場合において当該代理人が法人であるときは、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号を印で囲んでください。
- 3 請求する際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等、健康保険の被保険者等）を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人が請求する場合は、法定代理人に係る注3の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄抄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。

この欄には、記入しないでください。

本人の確認書類	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他()	受 付 印
法定代理人の確認書類	1 戸籍謄抄本 2 その他()	
主 管 課	(電話番号 内線)	
受 付 年 月 日	年 月 日	

様式第17号（第2条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

次の異議申立てについては、松前町情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので条例第39条の規定により通知します。

異議申立年月日	年 月 日
異議申立ての対象 となった決定	年 月 日 第 号
諮問した年月日	年 月 日
主 管 課	（電話番号 内線 ）

様式第18号（第4条、様式第9号関係）

個人情報開示に係る意見書

年 月 日

（実施機関）

殿

〒
住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

個人情報の件名 又は内容	
個人情報についての意見 （該当する の中にレ印 をつけてください。）	開示に反対しない。 開示に反対する。 開示に反対する部分